

## 令和7年度物価高騰による中小企業等への金融支援事業実施要項

占冠村役場企画商工課

### 第1 目的

長引く物価高騰の影響を受けている村内事業者に対し金融支援（以下「金融支援」。）を行うことにより、地域事業者の維持・継続及び地域経済の活性化を図る。

### 第2 概要

本要項の第3に規定する融資を受けている村内事業者に対し、その利子および信用保証料の助成（以下「金融支援助成金」。）を行う。

ただし、他の機関から本要項第6に定める対象期間の利息及び信用保証料の補助等を受けている場合は、その受けている補助金等金額を控除する。

### 第3 対象となる融資

村融資：占冠村中小企業振興資金及び占冠村商工業者等特別対策資金融資制度をいう。

日本政策金融公庫本支店からの融資も含む。

対象とする融資額は、1融資あたり3,000万円を上限とする。

### 第4 信用保証料の上限

信用保証料は、1件あたり10万円を上限とする。

### 第5 金融支援対象事業者

- (1) 占冠村商工会（以下「商工会」。）会員である法人又は個人事業主（賛助会員、定款会員を除く）。ただし、村長が特に認めた者はこの限りでない。
- (2) 郵便局等特に公的要素が高い事業者を除く。
- (3) 商工会への入会時期は問わないものとする。

### 第6 金融支援の算定対象とする期間

令和7年1月1日から令和7年12月31日までとする。

### 第7 金融支援助成金交付申請期間

令和8年1月15日（木）から令和8年2月27日（金）までとする。

### 第8 金融支援の申請の流れ

村への金融支援助成金の申請は、商工会長が行うものとし、申請方法及び申請に必要な書類等は次のとおりとする。

- (1) 商工会長は(4)及び(5)の書類を取りまとめ、(2)及び(3)の書類を作成の上

前述の書類を添付し村長に提出するものとする。

- (2) 令和 7 年度物価高騰による中小企業等への金融支援事業支援助成金交付申請書（別記第 1 号様式）
- (3) 令和 7 年度物価高騰による中小企業等への金融支援事業支援助成金交付申請一覧（別記第 2 号様式）
- (4) 各事業者は令和 7 年度物価高騰による中小企業等への金融支援事業支援助成金交付申請書（別記第 3 号様式）及び誓約書（別記第 4 号様式）を商工会長に提出するものとする。
- (5) その他、利息支払等を証する書類

#### 第 9 金融支援助成金交付決定通知

村長は、金融支援助成金の交付を決定した場合は、商工会長に令和 7 年度物価高騰による中小企業等への金融支援事業支援助成金交付決定通知書（別記第 5 号様式）及び令和 7 年度物価高騰による中小企業等への金融支援事業支援助成金交付決定一覧（別記様式第 6 号）を送付し、申請した事業者に対して令和 7 年度物価高騰による中小企業等への金融支援事業支援助成金交付決定通知書（別記第 7 号様式）を送付するものとする。

#### 第 10 金融支援助成金の返還

金融支援助成金の受給に関し支援対象事業者であった場合にあっても、不正受給が認められた場合は、当該事業者に対し返還を求めるものとする。

#### 第 11 その他

本要項に定めのない事案・事項等が発生した場合は、村長が諸事情を勘案の上、その内容を決定するものとする。